

○特定関係にある資格者同士の入札参加について

平成21年3月31日 市長決裁

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある場合には、公正な入札の執行等の観点等から同一入札への参加について一定の制限をする必要があることから、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 基準に該当する場合の取り扱い

深川市が一般競争入札要綱により実施する競争入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者の同一入札への参加は認めないこととする。

ただし、基準に該当するものの全員が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。

2 基準

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

【役員の変義】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - ② 取締役（社外取締役及び委員会等設置会社の取締役を除く）
 - ③ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

3 公告等への記載

- (1) 入札参加する者に必要な資格として、基準に該当する者は同一の入札に参加することができない旨を、入札の公告に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者のした入札は無効とすることとし、その旨を入札の公告に明示するものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る一者のした入札は無効とはならないものとする。

4 特定関係の確認等

- (1) 特定関係の有無を確認するため、必要と認めるときは入札参加者に対して「特定関係に関する調書」（別記様式1）の提出を求めることができるものとする。
- (2) 同一入札に特定関係にあるものから入札参加資格審査申請書の提出があった場合は、その者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。
 - ① 特定関係にある者の中から入札に参加する者を一者決め、入札に参加しないこととなった他の者は、申請書を取り下げること。
 - ② 取り下げを行わなかった場合は、特定関係にあるもの全員を入札参加資格者としな

附 則

この取り扱いは、平成21年4月1日から施行する。

別記様式 1

特定関係に関する調書

平成 年 月 日

深川市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1 資本関係（あり・なし）

商号又は名称	本社所在地（市町村名）	具体的関係

2 人的関係（あり・なし）

役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先の役職

(注) ① 申請者と関係のある者であって、深川市競争入札参加資格者として登録されているすべての者について記載してください。

② (あり・なし) は、どちらかを○印で囲み、「なし」の場合は欄内の記入は不要です。

③ 1の具体的関係欄については、申請者から見た関係（「親会社」「子会社」「親会社を同じくする子会社同士」等）を記載してください。

④ 2の役職欄及び兼任先の役職欄には、「代表取締役」「取締役」「管財人」「執行役」「代表執行役」のいずれかを記載してください。

④ 欄が不足する場合には、適宜追加するか、別紙を添付してください。